

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.103 平成24年8月6日

**TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール
k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。**

障害者自立支援法関連の障害児施設給付費収入、サービス利用計画作成費科目は、24年度以降、科目改訂が必要です。

最近、当相談室に寄せられる改正障害者自立支援法に係るご相談について、東京都が国に照会した結果を踏まえた東京都障害者施策推進部計画課支援係から以下の回答を頂きましたのでご連絡します。

Q 平成24年4月1日施行の障害者自立支援法の一部改正による障害者の相談援助事業を行っており、指定相談支援事業者の指定を受けている事業所です。各市町村へ継続利用支援費として、また地域移行支援・地域定着支援の請求、入金された金額はどのような収入の勘定科目で計上すればよいのでしょうか？

A 計画相談支援給付費、地域相談支援給付費、障害児相談支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費は改正障害者自立支援法及び児童福祉法における法律用語である。

については、旧会計基準(社援第310号)に係る障害者自立支援法施行に伴う勘定科目改正通知(雇児発第022001号)に関連する4月4日付の2つの勘定科目の通知(事務連絡)及び新会計基準による勘定科目は、今後改正通知される理由がなく、当然に読み替えられるものである。なお、過年度の請求に係る24年度の収入科目は従前の勘定科目を使用することとなる。

.....
以下は上記Q&Aを踏まえた東社協経営相談室が相談室だよりNo.57の勘定科目を宮内眞木子税理士のご指導を受け、改訂したものです。

①旧会計基準採用の場合は、中区分に係る24年度予算科目の改訂が必要なのでしょう。なお、児童福祉法関連科目は旧会計基準の大区分の自立支援費等収入の等で読み込まれるようです。

<旧会計基準における読み替え(抄)>

大	中(現行)
自立支援費等収入	
	介護給付費収入
	訓練等給付費収入
	障害児施設給付費収入
	サービス利用計画作成費収入



大	中(要改訂)
自立支援費等収入	
	(同左)
	(同左)
	障害児施設給付費収入
	障害児通所給付費収入
	障害児入所給付費収入
	計画相談支援給付費収入
	地域相談支援給付費収入
	障害児相談支援給付費収入

②他方、新会計基準採用の場合は、下記中区分及び小区分に係る24年度予算科目の改訂が必要なのでしょう。なお、計画相談支援給付費収入、地域相談支援給付費収入は中区分ではなく、小区分での設定となります。また、児童福祉法関連科目は新会計基準の大区分の障害福祉サービス等事業収入の等で読み込まれるようです。

<新会計基準における読み替え(抄)>

大	中	小(現行)	大	中	小
		障害福祉サービス等事業収入			障害福祉サービス等事業収入
		自立支援給付費収入			自立支援給付費収入
		介護給付費収入			(同左)
		特例介護給付費収入			(同左)
		訓練等給付費収入			(同左)
		特例訓練等給付費収入			(同左)
		サービス利用計画作成費収入			計画相談支援給付費収入
					地域相談支援給付費収入
		障害児施設給付費収入			障害児施設給付費収入
					障害児通所給付費収入
					障害児入所給付費収入
					障害児相談支援給付費収入
		利用者負担金収入(以下、表記略)			利用者負担金収入(同左)

③さらに、新旧会計基準共通して、「障害児施設給付費収入」科目は25年度以降は削除することになります。

(編者注)

上記改訂は根拠となる通知によるものではありませんが、国保連への請求費目と同一とすることには理由があると思われることからです。

以上